『「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる 吉野町』を目指し、「旧吉野小学校学校跡地利活用事業」の公募を3月 25日より開始しています。詳細は町ウェブサイト上で公開しています。

間政策戦略課 Tel (32)3081

旧吉野小学校 学校跡地利活用 事業について





- ▶『吉野町・吉野地域の状況と特性を理解し、深い地域愛がある事が応募の重要要件
- ▶公募型プロポーザル方式(※)で事業計画を選定し、民間事業者等と連携し公共施設 の利活用を検討(吉野町として初めての試み)

※価格だけでなく企画・提案内容、提案者への信頼性なども含めて選定する方法

POTETO

敷地条件

貸借期間



普通財産

契約締結日から 10年以上30年未満 (建築物の築年数を踏まえて 事業者で提案すること)

契約満了時

維持管理·更新

第三者に転貸する ことは原則不可

📥 校舎

- ・内装及び外装の変更は可能
- 事業者が設置した設備等は撤去し返還
- ・記念碑類は残置もしくは、移築・集積
- ・水道は事業者の費用負担で新たに引き込む
- ・電気は使用可能

🖿 屋内運動場

- 災害時には避難所として利用(運動場を事業) 利用する場合、避難所機能は校舎等の敷地内に移設可)
- ・防災のための備蓄品は本町が管理する
- ・町内の町民団体等の利用については、利用 料金を徴収しない
- ・現状の避難所機能と同等の機能を有する 形で返還

🍱 グラウンド

- ・賃料は原則として3年ごとに協議
- ・毎年4月に本町が定める方法により賃料を支払う
- ・事業開始後も町民団体等が無償で利用が望ましい
- ・緊急時にドクターヘリが発着できるようにする
- 原状回復し返還

綦 民間施設の新築

- 事業予定地全体に事業用定期借地権を設定
- ・賃料は原則として3年ごとに協議
- ・本町から権利制限等の承諾が必要な場合がある
- ・土壌汚染が発覚した場合は本町で対応
- ・地中障害物の調査費用は事業者が負担

POTETO

応募について



応募要件(一部)



吉野町・吉野地域の状況と特性を 理解し、深い地域愛があること

スケジュール

3月25日

募集要項などの公表

6月 7日

7月12日 事業提案書等の提出期限

9月下旬

資格審査に関する書類の提出期限

優先交渉権者の決定・公表

事業上の注意点



関係機関との協議

事業代表企業自らの責任で確認し、関係機関と協議し、遵守する。



基本協定締結後に地域住民と対話をし、事業内容についても対応する。



町内の小中学生への説明

基本協定締結後に町内の小学生・中学生に対して提案内容を説明する。



近隣住民等への周知・説明等については、事業代表企業が対応する。



改修や民間施設の建設による周辺影響対策 周辺への障害・影響が生じた場合は、事業代表企業が対応する。



災害時における避難所等の協力

災害時は、屋内運動場・グラウンドを避難場所・避難施設として利用する 覚書を締結する。校舎については、避難所としての支援協力を要請する。